

# 第1編 損害保険契約に関する知識

<該当する確認問題>

## 第1章 保険契約の概要

第1節 保険契約とは	2	確認問題1
第2節 保険契約を規律する法律と保険約款	3	確認問題1
第3節 保険契約の当事者等	4	確認問題2

## 第2章 損害保険契約の構造

第1節 損害保険契約の成立と効力	6	確認問題3
第2節 保険契約者と被保険者の義務	8	確認問題4

## 第3章 損害のてん補

第1節 保険価額と保険金額の関係	10	確認問題5
第2節 保険者の損害てん補責任	11	確認問題6
第3節 責任保険契約に関する規定	13	確認問題7
第4節 保険代位	14	確認問題7

## 第4章 損害保険契約の終了

第1節 損害保険契約の無効・取消・失効	15	確認問題8
第2節 損害保険契約の解除	16	確認問題8
第3節 保険者の保険料返還義務	17	確認問題8

## 第5章 傷害疾病定額保険契約に固有の規定

第1節 被保険者に関する規定	18	確認問題9
第2節 保険金受取人に関する規定	20	確認問題9
第3節 保険料積立金の払戻しと介入権の制度	22	確認問題10

目次をクリックすると、「学習のポイント」の該当ページを見ることができます。

\*このページから直接「確認問題」へ進むことはできません。

# 第1章 保険契約の概要

## 学習のポイント

- ここでは、保険契約は保険法によってどのように定義され、どのように分類されているのかを学習します。
- また、保険契約の法的な性質について理解しておきましょう。

## 第1節 保険契約とは



### 保険契約とは

( テキスト参照ページ P. 6)

保険契約とは、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払いに限る。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約」のことをいう（保険法第2条第1号）。



### 保険契約の類型

( テキスト参照ページ P. 6～7)

損害保険契約	保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するもの（保険法第2条第6号）
傷害疾病損害保険契約	損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る）をてん補することを約するもの（保険法第2条第7号）
生命保険契約	保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く）（保険法第2条第8号）
傷害疾病定額保険契約	保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの（保険法第2条第9号）



### 保険契約の法的性質

( テキスト参照ページ P. 7)

諾成契約性	保険契約は、保険者と保険契約者との間の合意によって成立する諾成契約である。
不要式契約性	保険契約は、当事者の意思表示によってのみ成立する不要式契約である。
有償契約性	保険契約は、保険者が一定の事由が生じたことを条件として保険給付を行うことを約し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約する有償契約である。
双務契約性	保険契約は、保険者が保険給付義務を負い、保険契約者が保険料支払義務を負う双務契約である。
射幸契約性	保険契約は、保険者の保険給付義務が偶然な出来事の発生・不発生に左右される射幸契約である。
付合契約性	保険契約は、保険契約者が保険者の作成した保険約款を包括的に承認して契約を締結するか否かを決定する付合契約である。

## 第2節 保険契約を規律する法律と保険約款



保険法 (テキスト参照ページ P. 8)

- ①保険法に規定がない場合には、民法の規定が適用される。また、保険法以外の特別法がある場合には、特別法が保険法に優先して適用される。
- ②保険契約について保険法第2条では、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず」と規定されており、共済契約は、保険法上、保険契約に該当する。



保険約款 (テキスト参照ページ P. 9~10)

保険約款の拘束力	保険契約者が契約内容を認識していないても、保険約款に基づく保険契約は有効であるという「保険約款の拘束力」が認められている。
片面的強行規定	保険法では、契約法の面からも一般消費者を保護するため、保険法の規定と異なる保険約款の規定で保険契約者等に不利なものは無効とする「片面的強行規定」がある。

## 学習のポイント

- 保険契約の当事者と関係者について学習します。
- 第三者のためにする保険契約について理解しておきましょう。
- また、損害保険の募集を行うことができる者について理解しておきましょう。

## 第3節 保険契約の当事者等



## 保険契約の当事者と関係者

(テキスト参照ページ P. 11)

保険者	保険者とは、「保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者」のことをいう（保険法第2条第2号）。
保険契約者	保険契約者とは、「保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者」のことをいう（保険法第2条第3号）。
被保険者	<p><b>【損害保険契約】</b> 被保険者とは、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」のことをいい、被保険利益の帰属主体、つまり保険事故の発生によって損害を被る者をいう（保険法第2条第4号イ）。</p> <p>したがって、<b>被保険者は、保険事故による損害が発生した場合、保険金請求権を有する。</b></p> <p><b>【生命保険契約・傷害疾病定額保険契約】</b> 生命保険契約では、被保険者とは、「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者」のことをいう（保険法第2条第4号ロ）。また、傷害疾病定額保険契約では、被保険者とは、「その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者」のことをいう（保険法第2条第4号ハ）。</p>
保険金受取人	<p>保険金受取人とは、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるもの」として保険契約者が指定した者をいう（保険法第2条第5号）。</p> <p>したがって、<b>生命保険契約または傷害疾病定額保険契約において保険事故・給付事由が発生した場合、保険金請求権を有するのは、被保険者ではなく、保険金受取人となる</b>（ただし、被保険者と保険金受取人が同一人であることがある）。これに対して、<b>損害保険契約では、保険金受取人は、特段の定めがない限り被保険者となる。</b></p>



## 第三者のためにする保険契約（保険法第8条）

(テキスト参照ページ P. 12)

第三者のためにする保険契約とは、「保険契約者と保険契約の受益者が異なる契約」のことをいう。保険契約の受益者は、損害保険契約では「被保険者」であり、生命保険契約と傷害疾病定額保険契約では「保険金受取人」である。したがって、**第三者のためにする損害保険契約では、保険契約者ではなく、被保険者が保険金請求権を有する。**

第三者のためにする保険契約は、民法上の第三者のためにする契約に該当する。民法では、第三者の権利は、第三者が「受益の意思表示」をしてはじめて発生する（民法第537条）が、保険契約では、被保険者および保険金受取人は、受益の意思表示を行わなくても、当然に保険契約上の利益を享受する。



## 損害保険の募集を行うことができる者（保険業法第275条）

( テキスト参照ページ P. 12)

## ①損害保険募集人（下記ア～ウの者で所属保険会社のために保険募集を行う者）

- ア. 保険会社の役員または使用人
- イ. 代理店（保険業法第276条の登録を受けた者）
- ウ. 代理店の役員または使用人（保険業法第302条の届出を行った者）

## ②保険仲立人（ブローカー）（保険業法第286条の登録を受けた者）またはその役員または使用人（保険業法第302条の届出を行った者）

●代理店とは、保険会社の委託を受けて、または当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社（所属保険会社）のために保険契約の締結の代理または媒介をする者で、その保険会社の役員または使用人でないものをいう。

したがって、所属保険会社以外の保険会社のために保険募集を行うことはできない。

●保険募集は、契約の締結権限を有する「代理」と、契約の締結権限がなく単なる契約締結の仲介を行う「媒介」に区分される。「代理」の場合には、告知の受領権が与えられているが、「媒介」の場合には、一般に告知の受領権が与えられていない。

## 第2章 損害保険契約の構造

### 学習のポイント

- 損害保険契約の構造について学習します。
- 被保険利益や保険価額、損害保険契約の構成要素、遡及保険について理解しておきましょう。

### 第1節 損害保険契約の成立と効力



#### 損害保険契約の成立 (テキスト参照ページ P. 13)

損害保険契約は、「**諾成契約**」であり、保険契約者が保険契約を申し込み、保険者が契約の引受けを承諾することによって成立する。



#### 損害保険契約の目的（被保険利益） (テキスト参照ページ P. 13)

損害保険契約の目的（以下「**被保険利益**」という）とは、保険事故の発生によって被保険者が経済的損失を被る可能性をいう。

- 被保険利益は「**金銭に見積もることができる利益**」であり、経済的利益でなければならない（保険法第3条）。また、「確定できる利益」であること、つまり、**契約締結時に確定しているか、保険期間中に確定し得るものでなければならぬ**。



#### 保険価額 (テキスト参照ページ P. 13)

保険価額とは、「**保険の目的物の価額**」のことをいう（保険法第9条）。

- 保険価額は、保険者が支払う保険金の法定の最高限度額となる。



## 損害保険契約の構成要素

( テキスト参照ページ P. 14)

保険事故	保険事故とは、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故として当該保険契約で定めるもの」をいう（保険法第5条）。
保険の目的物	保険の目的物とは、「保険事故によって損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるもの」のことをいう（保険法第6条第1項第7号）。
保険期間	保険期間とは、「その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間」のことをいう（保険法第6条第1項第5号）。
保険金額	保険金額とは、「保険給付の限度額として損害保険契約で定めるもの」のことをいう（保険法第6条第1項第6号）。



## 遡及保険

( テキスト参照ページ P. 15)

遡及保険とは、「損害保険契約を締結する前に発生した保険事故による損害をてん補するもの」をいう。

- 遡及保険については、契約締結時に保険契約者または被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていた場合、または保険者が保険事故が発生していないことを知っていた場合、遡及保険の定め（保険事故による損害をてん補する旨の定め）は無効となる（保険法第5条）。

## 学習のポイント

- 保険契約者・被保険者の義務について確認しておきましょう。

## 第2節 保険契約者と被保険者の義務



## 告知義務

(テキスト参照ページ P. 16~17)

保険契約者または被保険者は、契約の締結に際し、危険に関する「重要な事項」のうち保険者が告知を求めたもの（告知事項）について、事実の告知をしなければならない（保険法第4条）。

告知義務違反による解除	<p>保険者は、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる（保険法第28条第1項）。</p> <p>ただし、次の場合には、保険者は損害保険契約を解除することができない（保険法第28条第2項、第3項）。</p> <p>①保険者が、保険契約者または被保険者の不告知・不実告知の事実を知っていた場合、または過失により知らなかつた場合</p> <p>②保険媒介者が保険契約者または被保険者が事実を告知することを妨げたり、保険契約者または被保険者に対し、不告知や不実告知を勧めた場合</p> <p>ただし、保険媒介者の行為がなかつたとしても、不告知・不実告知があつたと認められる場合を除く。</p>
解除の効力	<p>保険者が告知義務違反によって契約を解除した場合、契約の解除前に発生した保険事故による損害はてん補されない（保険法第31条第2項第1号本文）。ただし、不告知・不実告知の事実との間に因果関係がなく発生した保険事故による損害はてん補される（同ただし書）。</p>
解除権の消滅	<p>契約の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または損害保険契約締結時から5年を経過したときは、消滅する（保険法第28条第4項）。</p>



## 通知義務

( テキスト参照ページ P. 18~19)

保険法は、保険契約者または被保険者の通知義務については直接の規定はせず、保険約款で危険増加の通知義務が定められ、保険契約者または被保険者に通知義務違反があった場合、保険者は、契約を解除することができると規定している。

通知義務違反による解除	<p>損害保険契約の締結後に危険増加が生じた場合、危険増加が引受範囲内（保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば、当該損害保険契約を継続することができるとき）であっても、次のいずれにも該当するときには、保険者は、契約を解除することができる（保険法第29条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該損害保険契約で、危険増加にかかる告知事項についてその内容に変更が生じたときは、保険契約者または被保険者が遅滞なくその旨を通知すべきことが当該損害保険契約で定められていること</li> <li>②保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく危険増加にかかる告知事項について通知をしなかったこと</li> </ul>
解除の効力	保険者が通知義務違反による解除を行った場合、危険が増加した時から契約が解除された時までに発生した保険事故による損害はてん補されない。ただし、その危険増加と因果関係のない保険事故による損害はてん補される（保険法第31条第2項第2号）。
危険増加が引受範囲外の場合	増加した危険が契約締結時に存在していれば、保険者が契約を受けなかつたであろうときは、保険者は、通知義務違反の有無にかかわらず、契約を解除することができる。
解除権の消滅	契約の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1ヶ月間行使しないとき、または危険増加が生じた時から5年を経過したときは、消滅する（保険法第29条第2項）。
危険の減少	契約締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対して未経過期間について危険の減少に対応する保険料の減額を請求することができる（保険法第11条）。



## 損害防止義務

( テキスト参照ページ P. 19)

損害防止義務	保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生および拡大の防止に努めなければならない（保険法第13条）。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用は、保険者の負担となる（保険法第23条第1項第2号）。損害防止費用は、損害防止に必要または有益な費用でなければならないが、損害が防止されたという効果がなくても認められる。



## 損害発生の通知義務

( テキスト参照ページ P. 20)

保険契約者または被保険者は、保険事故による損害が発生したことを知ったときは遅滞なく、保険者に対してその旨の通知を発しなければならない（保険法第14条）。

## 第3章 損害のてん補

### 学習のポイント

- 保険価額と保険金額にはどのような関係があるのかについて学習します。

### 第1節 保険価額と保険金額の関係



#### 超過保険

( テキスト参照ページ P. 21)

超過保険とは、損害保険契約の締結時において保険金額が保険価額を超える契約をいう。

超過部分の取消し	損害保険契約の締結時に超過保険である場合、保険契約者および被保険者が善意（事実について知らないこと）でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができ、その超過部分に相当する保険料の返還を受けることができる（保険法第9条）。
保険金額または約定保険価額の減額請求	損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少した場合、保険契約者は、将来に向かって、保険金額およびそれに対応する保険料の減額を請求することができる（保険法第10条）。



#### 一部保険

( テキスト参照ページ P. 21)

一部保険とは、保険金額が保険価額を下回る契約をいう。一部保険の場合、保険金は、てん補損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額で支払われる（保険法第19条）。



#### 重複保険

( テキスト参照ページ P. 22~23)

重複保険とは、同一の保険の目的物について損害てん補責任を負う複数の保険契約が存在し、各保険契約の保険金額の合計額が保険価額を超過する保険のことをいう。

独立責任額全額方式	保険法では、各保険契約のすべてを有効とし、各保険者は、他の保険契約がないものとして、てん補損害額の全額（一部保険の場合は、てん補損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額）について保険金の支払義務を負うとする、いわゆる「独立責任額全額方式」がある（保険法第20条第1項）。
各保険者の負担部分	独立責任額全額方式においても各保険者の負担部分は、 $\text{てん補損害額} \times \frac{\text{各保険者の独立責任額}}{\text{独立責任額の合計額}}$ によって算出される。保険者が上記算式によって算出された自己の負担部分を超えて保険金を支払った場合には、その保険者は、自己の負担部分を超える部分に限って、他の保険者に対して各自の負担部分について求償することができる（保険法第20条第2項）。

**学習のポイント**

- 保険者の損害てん補責任について学習します。

**第2節 保険者の損害てん補責任****損害てん補の要件**

( テキスト参照ページ P. 24)

保険者が損害てん補責任を負うには、次の要件が必要である。

- ①保険期間中に保険約款で定める保険事故が発生すること
- ②保険事故が保険約款で定める免責事由に該当しないこと
- ③保険事故によって保険の目的物に損害が生じること
- ④保険事故と損害の間に因果関係があること

**損害額の算定**

( テキスト参照ページ P. 24)

てん補損害額は、「その損害が生じた地および時における価額」、つまり損害発生時における時価額によって算定される（保険法第18条第1項）。てん補損害額は、全損の場合には保険価額（時価額）に基づいて算定され、分損の場合には、通常、修理費に基づいて算定されるが、修理費が保険価額を超えるときは、保険価額が限度となる。なお、てん補損害額の算定に必要な費用は、保険者の負担となる（保険法第23条第1項第1号）。

- 契約時に保険価額が約定されている場合には、てん補損害額は約定保険価額によって算定される。ただし、約定保険価額が保険価額（時価額）を著しく超えるときは、てん補損害額は、保険価額（時価額）によって算定される（保険法第18条第2項）。

**損害発生後の保険の目的物の滅失（保険法第15条）**

( テキスト参照ページ P. 24)

保険者は、保険事故による損害が発生した場合には、その後に当該損害に係る保険の目的物が保険事故以外の事由によって滅失したときでも、保険事故による損害をてん補しなければならない。



## 火災保険契約における損害てん補の特則（保険法第16条）

(テキスト参照ページ P. 25)

火災保険契約では、当該保険契約の保険の目的物に保険事故が発生しないときであっても、消火、避難その他の消防活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害はてん補される。



## 保険金の支払期限

(テキスト参照ページ P. 25~26)

## ①保険約款に支払期限の定めがある場合（保険法第21条第1項）

保険約款に保険金の支払期限が定められている場合であっても、保険事故・てん補損害額・免責事由など、保険金を支払うために保険契約上「必要な事項の確認」をするための「相当の期間」を経過すれば、経過する日をもって保険金の支払期限となる。つまり、保険約款で定める支払期限が「相当の期間」を超えている場合には、「相当の期間」を経過する日をもって保険金の支払期限となる。

## ②保険約款に支払期限の定めがない場合（保険法第21条第2項）

保険約款に保険金の支払期限が定められていない場合には、保険金請求があった後、その保険金請求について保険事故およびてん補損害額を確認するために「必要な期間」を経過するまでは、保険者は、保険金を支払わなくとも、履行遅滞の責任を負わない。

## ③損害調査への妨害・非協力（保険法第21条第3項）

保険者が損害調査を行うにあたって、保険契約者または被保険者が正当な理由なく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合には、保険者は、これによって保険金の支払が遅延した期間について、履行遅滞の責任を負わない。



## 保険金請求権の消滅時効（保険法第95条第1項）

(テキスト参照ページ P. 26)

保険金請求権は、3年間行わないとときは、時効により消滅する。

**学習のポイント**

- 責任保険契約の規定について学習します。
- 「先取特権」とはどのようなものか理解しておきましょう。
- 保険代位には「残存物代位」と「請求権代位」があります。その違いを理解しておきましょう。

**第3節 責任保険契約に関する規定****責任保険契約と被害者の救済**

( テキスト参照ページ P. 27)

責任保険契約とは、「**損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損害をてん補するもの**」のことをいう（保険法第17条第2項）。

**被害者の損害賠償請求権の保護**

( テキスト参照ページ P. 27~28)

<b>被害者の先取特権</b>	被害者は、保険法によって、被保険者の保険金請求権に対して「 <b>先取特権</b> 」（民法第303条）を有する（保険法第22条第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険事故の発生後に被保険者が破産した場合などであっても、被害者は、被保険者に対する他の債権者に優先して被保険者の保険金請求権を得ることにより損害賠償金の弁済を受けることができる。</li> </ul>
<b>被保険者の保険金請求権行使の制限</b>	被保険者は、 <b>被害者に損害賠償金を支払った金額または被害者の承諾があった金額の限度</b> においてのみ、保険者に対して保険金請求権を行使することができる（保険法第22条第2項）。
<b>保険金請求権の譲渡、質権の設定、差押えの禁止</b>	以下の場合を除いて、被保険者は、保険金請求権を他人に譲渡したり質権の目的とすることができず、被保険者の債権者は、保険金請求権を差し押さえることができない（保険法第22条第3項）。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が被害者に保険金請求権を譲渡する場合、または被害者が被保険者に対する損害賠償請求権に関して保険金請求権を差し押さえる場合</li> <li>②上記「<b>被保険者の保険金請求権行使の制限</b>」の規定において、被保険者が保険金請求権を行使できる場合</li> </ol>

## 第4節 保険代位



残存物代位（保険法第24条）

（ テキスト参照ページ P. 29）

保険法では、保険の目的物が「全損」になり、保険者が保険金を支払った場合、保険者は、保険の目的物について被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する（被保険者の有する権利が保険者に移転する）と規定されている。

- 一部保険のときには、保険者は、保険金の額の保険価額（約定保険価額があるときは、その約定保険価額）に対する割合に応じて被保険者が有する所有権その他の物権を取得する。この場合、保険者と被保険者は残存物に対して共有関係に立つ。



請求権代位（保険法第25条第1項）

（ テキスト参照ページ P. 29~30）

保険法では、保険者は、被保険者に保険金を支払ったときは、次のうちいずれか少ない額を限度に、第三者に対する損害賠償請求権などの被保険者が取得する債権（被保険者債権）について当然に被保険者に代位すると規定されている。

- ①支払保険金の額
- ②被保険者債権の額（支払保険金の額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額からその不足額を控除した残額）

- 保険法では、保険者が取得する被保険者債権の額は「被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額」と規定され、差額説が採用されている。

## 第4章 損害保険契約の終了

### 学習のポイント

- ここでは、損害保険契約はどのような場合に終了するのかについて学習します。
- 損害保険契約はどのような場合に解除することができるのかについて理解しておきましょう。
- また、保険者はどのような場合に保険料を返還する義務があるのかについて理解しておきましょう。

### 第1節 損害保険契約の無効・取消・失効



保険契約の無効 (テキスト参照ページ P. 31)

無効とは、**保険契約の効果（効力）が初めから生じないことをいう。**



保険契約の取消 (テキスト参照ページ P. 31)

取消とは、**いったん成立した契約を、契約時にさかのぼって消滅させることをいう。**



保険契約の失効 (テキスト参照ページ P. 31)

失効とは、**一定の事由によって契約の効力が消滅することをいう。**

## 第2節 損害保険契約の解除



### 保険契約者による解除（保険法第27条）

( テキスト参照ページ P. 32)

保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。



### 保険者による解除（保険法第28条、第29条、第30条）

( テキスト参照ページ P. 32)

保険者は、保険契約者または被保険者による告知義務違反、通知義務違反、または次に掲げるような重大事由があった場合、保険契約を解除することができる。

#### 【重大事由による解除】（保険法第30条）

保険制度の健全性を維持する観点から、保険者と保険契約者または被保険者との信頼関係が損なわれ、保険契約の継続を困難とする次の重大事由が生じた場合、保険者は保険契約を解除できる。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金詐取を目的に損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②被保険者が、保険金請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①、②のほか、保険者の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、損害保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合



### 解除の効力（保険法第31条）

( テキスト参照ページ P. 33)

売買契約などの一般的な契約では、契約の解除は契約時にさかのぼって効力（遡及効という）が生じるが、保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力（将来効という）が生じる。

- 次の場合には、契約の解除前であっても損害はてん補されない。（①、②については、告知義務、通知義務違反に該当する事実に基づかずして発生した保険事故による損害に対しては、保険金が支払われる。）
  - ①保険契約者または被保険者の告知義務違反によって契約が解除された場合の、契約の解除前に発生した保険事故による損害
  - ②保険契約者または被保険者の通知義務違反によって契約が解除された場合の、危険が増加した時から契約が解除された時までに発生した保険事故による損害
  - ③保険契約者または被保険者の重大事由によって契約が解除された場合の、重大事由が生じた時から契約が解除された時までに発生した保険事故による損害

### 第3節 保険者の保険料返還義務



保険契約の無効・取消の場合（保険法第32条）

（テキスト参照ページ P. 34）

保険契約が無効または取消された場合、保険者は、原則として保険料を返還しなければならない。  
ただし、次の場合には、保険料の返還義務を負わない。

- ①保険契約者または被保険者の詐欺または強迫を理由として、保険者が保険契約を取り消した場合
- ②保険契約者や被保険者に保険事故が発生していることを知りながら遡及契約を保険者に申し込んだことにより無効とされた場合  
ただし、保険者が保険事故の発生を知りながら、保険契約を締結した場合は、保険料の返還義務を負う。



保険契約の失効・解除の場合

（テキスト参照ページ P. 34）

保険法では、保険契約の失効・解除の場合の保険者の保険料返還義務については規定されておらず、保険約款の規定に委ねられている。

## 第5章 傷害疾病定額保険契約に固有の規定

### 学習のポイント

- 保険契約のうち、傷害疾病定額保険契約に固有の規定とはどのようなものかについて理解しておきましょう。

### 第1節 被保険者に関する規定



被保険者の同意（保険法第67条） (テキスト参照ページ P. 35)

保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、被保険者の同意がなければ、その効力が生じないと定められている。ただし、被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）が保険金受取人である場合に限って、被保険者の同意がなくても、保険契約は効力を生じる。

なお、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、被保険者またはその相続人が保険金受取人であっても、被保険者の同意がなければ、前述の「ただし書」の規定は適用されない。



保険金受取人の変更についての被保険者の同意（保険法第74条） (テキスト参照ページ P. 35)

保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力が生じないと定められている。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）である場合に限っては、被保険者の同意がなくても、保険金受取人の変更は、その効力を生じる。

なお、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、変更後の保険金受取人が被保険者またはその相続人であっても、被保険者の同意がなければ、前述の「ただし書」の規定は適用されない。



保険金請求権の譲渡・質権の設定についての被保険者の同意（保険法第76条）

(テキスト参照ページ P. 36)

給付事由発生前の保険金請求権の譲渡または質権の設定は、被保険者の同意がなければ、その効力が生じないと定められている。ただし、給付事由発生後の保険金請求権は確定金銭債権となるため、その譲渡または質入れは、被保険者の同意がなくてもその効力を生じる。



## 被保険者による解除請求（保険法第87条）

( テキスト参照ページ P. 36)

保険法では、保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約において、次の場合には、被保険者は、保険契約者に対して契約の解除を請求することができる。

- ①被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）が保険金受取人である契約で、被保険者の同意なしに契約が成立している場合
- ②保険契約者または保険金受取人が保険給付を行わせることを目的に給付事由を発生させ、または発生させようとした場合、または保険金受取人が保険金請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記②のほか、被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係が終了するなど、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

## 第2節 保険金受取人に関する規定



### 第三者のためにする傷害疾病定額保険契約

( テキスト参照ページ P. 37)

保険契約者と保険金受取人の異なる傷害疾病定額保険契約は、第三者のためにする保険契約となる。第三者のためにする保険契約では、保険金受取人は、受益の意思表示をしなくとも当然に保険金請求権を有する（保険法第71条）。



### 保険金受取人の変更

( テキスト参照ページ P. 37)

保険金受取人の 変更要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人を変更することができる（保険法第72条第1項）。そして、その変更は、被保険者の同意があつてはじめて効力を生じるが、変更後の保険金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付においては、被保険者またはその相続人）である場合については、被保険者の同意は不要である（保険法第74条第1項）。</li> <li>●ただし、変更後も保険金受取人が被保険者の場合であっても、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、被保険者の同意は必要となる（保険法第74条第2項）。</li> <li>●なお、給付事由が発生すれば、保険金受取人の保険金請求権が確定するため、保険契約者は保険金受取人を変更することができない。</li> </ul>
保険金受取人の 変更の意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金受取人の変更の意思表示は、保険契約者の一方的な意思表示によって効力が生じる単独行為であり、「相手方のある意思表示」である。</li> </ul>
保険金受取人の 変更の効力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金受取人の変更の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、通知を発した時にさかのぼってその効力が生じる（保険法第72条第3項本文）。</li> <li>●ただし、通知の到達前に給付事由が発生し、保険者が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合、保険者は、変更後の保険金受取人への保険金の支払を免れる（同項ただし書）。</li> </ul>



### 遺言による保険金受取人の変更

( テキスト参照ページ P. 38)

保険法では、保険契約者は、遺言によっても保険金受取人を変更することができる（保険法第73条第1項）。

保険者に対する 対抗要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言は、遺言者が死亡した時に、その効力が生じる（民法第985条第1項）。したがって、遺言による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した時にその効力が生じる。</li> <li>●ただし、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない（保険法第73条第2項）。</li> </ul>
保険契約者以外 の者を被保険者 とする保険契約	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約においても、遺言による保険金受取人の変更が認められる。ただし、この場合、被保険者の同意がなければ、その効力は生じない。



## 保険金受取人の死亡

( テキスト参照ページ P. 38)

保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる（保険法第75条）。

- 保険金受取人の相続人が複数の場合、各相続人の保険金請求権の取得割合は「均等割合」と「法定相続割合」のいずれであるかは、保険法で明文化されておらず、保険約款の規定に委ねられている。ただし、保険約款に規定がない場合には、分割債権に関する民法の規定（民法第427条）によって、均等割合となると解される。

**学習のポイント**

- 傷害疾病定額保険契約の保険料積立金の払戻しと介入権の制度について学習します。

### 第3節 保険料積立金の払戻しと介入権の制度

 **保険料積立金の払戻し** (  テキスト参照ページ P. 39~40)

#### (1) 保険料積立金とは

保険料積立金とは、**長期の生命保険契約と傷害疾病定額保険契約において、受領した保険料のうち、将来の保険金支払に充当するために積み立てられた金額のこと**をいう。

#### (2) 保険料積立金の払戻し（保険法第92条）

保険料積立金のある傷害疾病定額保険契約では、次の事由により保険契約が終了した場合には、保険者は保険契約者に対し、契約終了時における保険料積立金を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険金支払責任を負う場合には、保険料積立金は払い戻されない。

- ①被保険者または保険金受取人が故意または重大な過失により給付事由を発生させた場合、または戦争その他の変乱により給付事由が発生した場合（保険者の免責、保険法第80条）
- ②責任開始前に保険契約者が契約を解除した場合、または被保険者の解除請求（離脱）に基づき保険契約者が契約を解除した場合（保険法第83条、第87条第2項）
- ③危険増加により保険者が契約を解除した場合（保険法第85条第1項）
- ④保険者の破産手続開始の決定を受けたことにより保険契約者が契約を解除した場合または契約が失効した場合（保険法第96条）



## 介入権の制度

(テキスト参照ページ P. 40~41)

## (1) 解除権者（保険法第89条第1項）

保険契約者は、解約返戻金請求権を有し、いつでも契約を解除して解約返戻金を取得することができる。保険契約者以外の者でも、次のような場合、解約返戻金を獲得するために保険料積立金のある傷害疾病定額保険契約を解除することができ、これらの者は「解除権者」という。

- ①保険契約者が破産手続開始の決定を受けたとき、破産管財人が解約返戻金請求権を現金化するため、契約を解除する場合
- ②差押債権者が、解約返戻金によって債権を回収するため、取立権に基づき契約を解除する場合
- ③質権者が、解約返戻金によって債権を回収するため、質権を実行して契約を解除する場合
- ④保険契約者が無資力で契約の解除権を行使しないとき、債権者が解約返戻金を代位請求するため、債権者代位権（民法第423条）に基づき契約を解除する場合

## (2) 介入権者（保険法第89条第2項）

保険金受取人が解約返戻金等相当額を支払って契約を存続させることは、契約当事者でない保険金受取人が契約に介入できるという意味から、「介入権」と呼ばれている。

- 解約返戻金等相当額を支払って契約を存続させることができる者は、保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者に限られる。これらの者は、「介入権者」という。

## (3) 契約解除の効力（保険法第89条）

解除権者が傷害疾病定額保険契約を解除した場合、保険者への通知日から1か月後に、解除の効力が生じる。

介入権者が、解除の通知日から1か月の間に保険契約者の同意を得て、解約返戻金等相当額を解除権者に支払い、その旨を保険者に通知した場合、解除の効力は生じない。この場合、保険者が解除権者に解約返戻金を支払ったものとみなされる。これによって解除権者は、契約解除の効力が生じなくても事実上解約返戻金を取得することができ、保険契約者の親族等の保険金受取人は契約を存続させることができ、保険事故が発生したとき保険金を受領することができる。

## (4) 保険事故が発生した場合（保険法第91条）

解除権者が保険者に傷害疾病定額保険契約の解除を通知してから1か月の間に、保険事故が発生した場合であっても、保険者は、解除権者に対して解約返戻金等相当額を支払わなければならない。この場合、保険者は、保険金受取人に対しては、保険金から解約返戻金等相当額を控除した残額を支払うことになる。